**令和４年度「ＵＤアドバイザー養成講習会Web」のご案内**

|  |
| --- |
| 〇ＵＤ（ユニバーサルデザイン）に配慮され、誰もが利用しやすい建築物の普及を推進するため、施設整備や運営・サービスについて、利用者の視点から点検・助言を行っていただくＵＤアドバイザーを県が登録し、施設の希望に応じて派遣する制度を創設しました。　※ＵＤアドバイザーの登録要件は裏面参照〇ＵＤアドバイザーは、高齢者、障がい者、子育て経験者等の「利用者アドバイザー」と、建築又は福祉の資格を有する「専門家アドバイザー」を設け、県主催の養成講習会の修了を登録要件としております。〇ＵＤアドバイザーの派遣は、公共建築物、商業施設、病院、福祉施設など不特定多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する特別特定建築物を対象としており、登録アドバイザーの中から利用者及び専門家アドバイザーを各１名以上派遣します。〇利用者が使用しやすい建築物のＵＤ整備を推進するため、養成講習会を受講していただき、ＵＤアドバイザーとして登録していただきますようお願いします。　※ＵＤアドバイザーとして、派遣された場合は、謝礼金、旅費が支給されます。 |

１　ＵＤ認証プログラムにおけるＵＤアドバイザー派遣制度の役割

**アドバイザーの派遣**

**施設整備の計画**

**ＵＤ整備等の実施**

**ＵＤアドバイザー派遣**

**ＵＤ施設認証**

**認証の申請**

**ＵＤ整備等の確認**

**施設整備の助言を実施**

**認証書、認証プレート**

**の交付**

**バリアフリーマップに掲載**

・既存建築物も派遣対象

・ＵＤ施設認証は、ＵＤ整備及び運営等の取組内容に応じて３段階で格付・公表する制度

２　講習会案内

|  |  |
| --- | --- |
| 日　時 | 令和４年９月３０日(金)　１３：００～１６：３０Webexによるオンライン講習会 |
| 受講料 | 無　料 |
| 申込方法 | とっとり電子申請サービスによる電子申請又は別紙申込用紙をファクシミリによる。 |
| 申込先 | 鳥取県生活環境部くらしの安心局　住まいまちづくり課　電話：0857-26-7697　ﾒｰﾙ：sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp |
| 申込期限 | 令和４年９月２３日（金） |
| 修了証 | 受講者には、修了証を後日交付します。（アドバイザー登録は別途ご案内します。） |
| Web情報 | 講習会のURLは、電子メールにて参加申込者に後日送付致します。 |

３　講習会内容及び時間割（予定）

※時間割は、変更になる場合があります

|  |  |
| --- | --- |
| 時 間 割 | 講習内容 |
| 【予定】午後１時頃～午後４時頃※詳細は、別途お知らせ | 鳥取県福祉のまちづくり施策について障がい者、高齢者等への基本的な配慮事項について福祉のまちづくり条例についてＵＤアドバイザー派遣制度及び施設認証制度について兵庫県アドバイザー映像ＵＤアドバイス事例の説明 |

４　受講対象者

（１）利用者アドバイザー

ア　高齢者

イ　障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は内部障がい者）

ウ　育て経験者

（２）専門家アドバイザー

ア　建築士法第２条第１項の建築士

イ　社会福祉法及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）第２条第１項の社会福祉士

ウ　社会福祉法及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）第２条第２項の介護福祉士

エ　理学療法士法及び作業療法士法（昭和62年法律第137号）第２条第３項の理学療法士

オ　理学療法士法及び作業療法士法（昭和62年法律第137号）第２条第４項の作業療法士

カ　保健師法及助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第２条の保健師

キ　児童福祉法（昭和22年法汁第164号）第18条の18第１項の保育士

ク　子育て支援員の資格を有する者

----------------------------------　申　込　書　--------------------------------------



申込先　鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

　　　　FAX：0857-26-8113

　令和４年度「ＵＤアドバイザー養成講習会」申込書

|  |  |
| --- | --- |
| フ　リ　ガ　ナ受講者氏名 |  |
| 住　　所 | 〒 |
| 連　絡　先 | 電　話（　　　　）　　　　－　　　　　電子メール（　　　　　　　　　　　　＠　　　　　　　　　　　　） |
| アドバイザー要件（該当する要件に印を付けてください。） | * 利用者

アドバイザー | ・高齢者・障がい者（視覚・聴覚・肢体不自由・内部）・子育て経験者 |
| * 専門家

アドバイザー | ・建築・福祉・保育 |